○環境省告示第六十四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年五月十六日　環境大臣　石原　伸晃

表（2*RS*，4*RS*：2*RS*，4*SR*）―1―［2―（2，4―ジクロロフェニル）―4―プロピル―1，3―ジオキソラン―2―イルメチル］―1*H*―1，2，4―トリアゾール（別名プロピコナゾール）の項の次に次のように加える。

イソプロピル＝3，4―ジエトキシカルバニラート（別名ジエトフェンカルブ）	980μg／l
プチル＝（*R*）―2―［4―（4―シアノ―2―フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオネート（別名シハロホップブチル）	33μg／l
O，*O*―ジエチル＝*O*―2―イソプロピル―6―メチルピリミジン―4―イル＝ホスホロチオアート（別名ダイアジノン）	0.077μg／l
（*E*）―4，5―ジヒドロ―6―メチル―4―（3―ピリジルメチレンアミノ）―1，2，4―トリアジン―3（2*H*）―オン（別名ピメトロジン）	9,300μg／l
（*RS*）―*N*―*sec*―ブチル―4―*tert*―ブチル―2，6―ジニトロアニリン（別名ブトルアリン）	11μg／l
N―プロピル―*N*―［2―（2，4，6―トリクロロフェノキシ）エチル］イミダゾール―1―カルボキサミド（別名プロクロラズ）	310μg／l
（*RS*）―（*O*―2，4―ジクロロフェニル＝*O*―エチル＝*S*―プロピル＝ホスホロジチオアート）（別名プロチオホス）	0.20μg／l
4―アミノ―6―*tert*―ブチル―3―メチルチオ―1，2，4―トリアジン―5（4*H*）―オン（別名メトリブジン）	23μg／l

○環境省告示第六十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年五月十六日　環境大臣　石原　伸晃

表4―シクロプロピル―6―メチル―*N*―フェニルピリミジン―2―アミン（別名シプロジニル）の項の次に次のように加える。

3―ブロモ―1―（3―クロロ―2―ピリジル）―4'―シアノ―2'―メチル―6'―（メチルカルバモイル）ピラゾール―5―カルボキサニリド（別名シアントラニリプロール）	0.025mg／l
3―［（2，5―ジクロロ―4―エトキシベンジル）スルホニル］―4，5―ジヒドロ―5，5―ジメチル―1，2―オキサゾール（別名フェノキサスルホン）	0.45mg／l
tert―ブチル＝（*E*）―α―（1，3―ジメチル―5―フェノキシピラゾール―4―イルメチレンアミノオキシ）―p―トルアート（別名フェンピロキシメート）	0.025mg／l

○環境省告示第六十六号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）第十六条の十一第二項の規定に基づき、同項に規定する環境大臣が定める日を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十六年五月十六日　環境大臣　石原　伸晃

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）第十六条の十一第二項に規定する環境大臣が定める日は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十二条第一項の規定に基づき常時監視を行った年度の翌年度の六月三十日とする。

○環境省告示第六十七号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第九条の五第二項の規定に基づき、同項に規定する環境大臣が定める日を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十六年五月十六日　環境大臣　石原　伸晃

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第九条の五第二項に規定する環境大臣が定める日は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十五条第一項の規定に基づき常時監視を行った年度の翌年度の六月三十日とする。

○近畿地方整備局告示第九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

別表の九の項、指定の有効期間の欄中「平成二十一年四月一日から五年間」を「平成二十六年四月一日から五年間」に改め、同表の十の項、指定の有効期間の欄中「平成二十一年四月一日から五年間」を「平成二十六年四月一日から五年間」に改め、同表の十二の項、指定の有効期間の欄中「平成二十一年四月三十日から五年間」を「平成二十六年四月三十日から五年間」に改める。

○中国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区**槍**津字道下六五〇番一まで	前	B A	七・三〇～一一・〇〇（メートル） 二四・〇〇～八五・〇〇	
	後	A B・C	七・三〇～一一・〇〇（キロメートル） 七・二四六～五・五九〇 〇・〇〇～二一四・〇〇 七・二四六～八・五〇六	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所